

学校法人八洲学園役員の報酬等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人八洲学園(以下「学園」という。)の役員の報酬、退任慰労金及び旅費について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事長をいう。
- (3) 非常勤理事とは、前2号以外の理事をいう。
- (4) 役員に評議員を加えて役員等という。
- (5) 役員等の報酬等とは、報酬、退任慰労金その他の役員等としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規程に基づくものを含まない。
- (6) 費用とは、役員等として職務執行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費等)及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 理事長 報酬及び退職慰労金
 - (2) 非常勤理事 手当(交通費相当額として)
 - (3) 非常勤監事 手当(交通費相当額として)
 - (4) 評議員 手当
- 2 前項第2号および第4号の役員等のうち、この法人から給与を支給される者については、報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の額)

第4条 役員等に対する報酬の額は、次に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 理事長の報酬については、別表第1に定める額とする。
- (2) 理事長の退職慰労金については、年間報酬額の1/2に在任年数を乗じて得た額とする。特に功績が多であった場合は、理事会の決議を経て退職慰労金額の5倍の範囲内で加算することができる。
ただし、在任期間が6月以上の場合は、1年として算定する。
- (3) 前号の規定にかかわらず、職務上の義務違反その他理事としてふさわしくない行為により解任された場合には、退職金を支給しない。
- (4) 非常勤役員は無報酬とする。
- (5) 賞与およびその他諸手当の支給は理事会の決定による。
- (6) 非常勤理事、非常勤監事および評議員の手当は、理事会または評議員会の出席(同日に行われる場合は1日とする)及びその他の職務一日当たり交通費相当額として5,000円とする。
- (7) 前号の理事、評議員のうち、この法人から給与を支給される評議員については、手当を支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 役員の月額報酬は、当学園の給与支給日に準じる。
- (2) 役員の月額報酬は、年間報酬額の1/2を基本とするが、本人の申出により、これ以外の割合で支給することもできる。
- (3) 退職慰労金は、任期满了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内に支給する。
- (4) 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。ただし、本人死亡の場合は、配偶者に、配偶者がいない場合は、生計を共にしていた子に支給する。
- (5) 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張した場合には、当該役員等に対して旅費を支給する。
 2 旅費の額は、次の通りとする。

旅費の区分	旅費額
鉄道賃	旅客運賃・グリーン料金・特別急行料金
船賃	一等料金
航空賃	エコノミー
車賃	実費
日当	なし
宿泊費	30,000円(一泊当たり)以内の実費。

3 前項の表中の鉄道賃、航空賃は、早期割引制度等により可能な限り低廉な運賃を利用する。

4 本条第2項表中の宿泊費が、日程・地域等の事情によりやむを得ず定額を超える場合は、実費額を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規則をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。
この規則は、令和7年4月1日より施行する。

別表第1（理事の役員報酬額）

1級	年額	2900万円
2級	年額	2600万円
3級	年額	2300万円
4級	年額	2000万円
5級	年額	1700万円
6級	年額	1400万円
7級	年額	1100万円
8級	年額	800万円